

# 加賀市建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

平成26年3月28日

告示第68号

改正 平成27年3月31日 告示第49号

令和5年9月30日 告示第195号

## (趣旨)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)に基づき耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられている建築物の耐震改修を促進するため、当該建築物の耐震診断又は耐震改修に要する費用に対する補助金の交付に関し必要な事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次に掲げる方法のいずれかによって、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
  - ア 法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号の別添をいう。以下「国指針」という。)の第1各号に基づく方法
  - イ 国指針の第1本文ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた方法
- (2) 補強設計 耐震改修計画の策定をいう。
- (3) 耐震改修 地震に対する建築物の安全性の向上を目的として、建築物の増築、改築、修繕、模様替又は一部の除去をすることをいう。
- (4) 補助事業 補助金の交付を受けて耐震診断又は耐震改修を実施することをいう。
- (5) 公的機関 国、地方公共団体その他公的な機関をいう。
- (6) 区分所有建物 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建築物をいう。

- (7) 管理組合 区分所有法第3条又は第65条に規定する団体をいう。
- (8) 補助金 耐震診断又は耐震改修に要する費用に対する補助金をいう。ただし、公的機関が建築物の共有者である場合は、耐震診断又は耐震改修に要する費用に建築物全体に対する公的機関以外の共有者が有する持分の割合を乗じて得た額に対する補助金をいい、公的機関が建築物の区分所有者である場合は、次のア及びイに掲げる数を加えて得た数を、建築物の床面積で除して得た割合を乗じて得た額に対する補助金をいう。
  - ア 公的機関以外の区分所有者の有する専有部分の床面積
  - イ 共用部分の床面積に、共用部分の持分割合を乗じて得た数を加えて得た数
- (9) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第20号)による改正後の法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物として位置付けられることが確実な建築物をいう。
- (10) 耐震判定委員会 法に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針又はこれと同等と認定された耐震診断法により既存建築物について行った耐震診断の結果又は耐震改修計画の妥当性について判定を行う機関をいう。

(補助対象建築物の基本的要件)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、本市の区域内に存する建築物であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 昭和56年6月1日に現に存し、又は工事中であった建築物であること。
- (3) 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物であって、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものであること。
- (4) 建築基準法第6条第1項の確認済証及び同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた建築物であること。ただし、補助対象建築物が建築基準法に違反しないものである場合において、建築基準法の施行の際現に存する建築物であるとき又は市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (5) 公的機関が1棟の全部を所有する建築物でないこと。
- (6) この告示に基づく補助金のほかに、公的機関から耐震診断に関する同種類似の補助金(国が実施する耐震対策緊急促進事業に基づく補助金を除く。)を受けていない建築物であるこ

と。

2 前項に定めるもののほか、耐震改修に係る補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「政令」という。)第8条第1項第2号に掲げる建築物であること。

イ 政令第8条第1項第7号に掲げる建築物にあっては、市と次の要件を満たす協定を締結したもの又は締結することが確実なものであること。

(ア) 災害時に市内の避難者に加え、石川県内外の広域的な避難者(帰宅困難となった観光客等を含む。)を受け入れること。

(イ) 災害時に避難者に対して居室及びトイレを提供すること。

ウ ア及びイ以外の建築物にあっては、イの協定又は災害時に市の要請に応じた支援を行う旨の協定を締結したもの又は締結することが確実なものであること。

(2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されており、かつ、当該耐震診断の結果について、法附則第3条第1項に基づく報告を加賀市に行ったものであること。

(3) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。

(4) 建築基準法第9条の規定に基づく命令を受けていない建築物であって、同法に違反しないものであること。ただし、耐震改修等の実施に伴い当該違反が是正される場合は、この限りではない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象建築物の所有者(補助対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者。以下「所有者等」という。)であって、補助事業を実施する者とする。

2 補助対象建築物(区分所有建物を除く。)が複数の者の共有に属する場合にあっては、補助対象者は耐震診断又は耐震改修の実施について当該共有者の全員の同意を得ていなければならぬ。

3 補助対象建築物に賃借人がある場合にあっては、補助対象者は耐震診断又は耐震改修の実施について当該賃借人の全員の同意を得ていなければならない。

(事前協議)

第5条 耐震診断に係る補助金の交付を申請しようとする者は、加賀市耐震改修促進事業事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の位置図、配置図、平面図、立面図及び断面図(用途、階数、建築年度ごとの延べ床面積及びエキスパンジョイント位置が記載された図面であること。)
- (2) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し、又は台帳記載証明書の写し
- (3) 補助対象建築物における新築又は増改築等の経過を示す書類
- (4) 公的機関が共有者又は区分所有者である場合は、その部分が分かる書類
- (5) 補助事業に要する費用の見積書の写し(耐震改修に係る補助金の交付を申請する場合にあっては、補助金交付申請額の積算内訳が分かるものに限る。)
- (6) 委任状(代理人が申請する場合に限る。)
- (7) 建物外観写真(補助対象建築物がわかるもの)

2 耐震改修に係る補助金の交付を申請しようとする者は加賀市耐震改修促進事業事前協議書に前項各号及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、既に耐震診断に係る補助金の交付を受けている者にあっては、当該補助金の交付を申請したときに提出した書類に変更等がない場合に限り、当該補助金に係る規則第7条第1項の補助金交付決定通知書の写しを添付することにより前項各号の書類の提出を省略することができる。

- (1) 耐震診断の実施が義務付けられていることが確認できる書類の写し
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類
- (3) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類及び添付図書
- (4) 補強設計の判定等の内容を証する書類の写し

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、前条の事前協議が完了したときは、規則第4条の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書
- (2) 補助対象建築物に共有者又は賃借人がある場合にあっては、耐震診断又は耐震改修の実施に関する当該共有者又は当該賃借人の同意書
- (3) 補助対象建築物が区分所有建物である場合にあっては、耐震診断又は耐震改修を実施する旨の管理組合の議決があることを証する書類又はこれに類する書類
- (4) 耐震診断を行う者が第9条各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書類

(実績の報告)

第7条 耐震診断に係る規則第13条の報告は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断結果概要書(様式第2号)
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し
- (5) 耐震判定委員会等の第三者機関による判定書

2 耐震改修に係る規則第13号の報告は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象建築物の事業実施報告書(様式第3号)
- (2) 建築士による適合確認書(様式第4号)
- (3) 物件の写真(地震に対して安全な構造となることが確認できる工事写真等)
- (4) 補助事業に係る契約書の写し
- (5) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し

3 前2項の報告は、補助事業が会計年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)を超えて継続される場合にあっては、会計年度が終了する毎に提出することとする。

(耐震改修の努力義務)

第8条 耐震診断に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の補助対象建築物が耐震性を満たしていない場合は、耐震改修を計画し実施するよう努めなければならない。

(耐震診断の要件)

第9条 耐震診断は、次に掲げる基準のいずれにも適合する者が行わなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条の規定に適合する者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者であること。

(補助対象費用)

第10条 補助金の交付の対象となる費用(以下、「補助対象費用」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象建築物の耐震診断及び耐震判定委員会による耐震診断の判定に要する費用
- (2) 補助対象建築物の耐震改修に要する費用(工事管理費を除く。)

2 前項第1号に掲げる補助対象費用の限度額は、次の各号に掲げる延べ床面積の区分に応じて、当該各号に掲げる1平方メートル当たりの限度額に当該延べ床面積を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、設計図書の復元費用、第三者機関の判定費用等通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。

- (1) 延べ床面積1,000平方メートル以内の部分 3,670円
- (2) 延べ床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1,570円
- (3) 延べ床面積2,000平方メートルを超える部分 1,050円

3 第1項第2号に掲げる補助対象費用の限度額は、当該耐震改修に要する費用に相当する額とし、1平方メートル当たりの限度額は、51,200円とする。ただし、次の各号に該当する場合の1平方メートル当たりの限度額は、当該各号に定める額のうちいずれか多い額とする。

- (1) 耐震診断の結果、構造耐震指標の値が0.3未満相当である場合 56,300円
- (2) 免震工事等特殊な工法による場合 83,800円

4 補助事業に係る消費税相当額を消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる者が補助対象者である場合は、補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

#### (補助金の額)

第11条 耐震診断に係る補助金の額は、補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 耐震改修に係る補助金の額は、補助対象費用の額に0.448を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### (雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年3月31日告示第49号)

#### (施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この告示による改正後の加賀市建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示

の施行の日以後になされる処分、手続その他の行為について適用し、同日前になされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(令和5年9月30日告示第195号)

この告示は、公表の日から施行する。